

令和7年度実施横浜市公立学校長採用候補者特別選考募集要項

申込期間：令和7年10月8日（水）～令和7年11月7日（金）午後5時まで

横浜市では、“横浜教育ビジョン 2030”において、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、取組を進めています。

このような中、民間企業で培った柔軟な発想や企画力、実行力等により、魅力的な学校づくりを進め、教職員と一緒に横浜の子どもたちの成長をサポートできる人材を、横浜市公立学校長として募集します。

1 募集内容

横浜市公立学校長

※校長代理として採用する場合があります。

※配属校種は、合格者の意向や適性、経験・能力等を総合的に判断して決定します。

<求める人材>

次の(1)～(4)を兼ね備えている者を募集します。

- (1) 公立学校の使命を自覚し、「横浜市人材育成指標【管理職版】」^{※1}に掲げる資質・能力を有しており、子どもの将来を担う覚悟のある方
- (2) これまでのキャリアで培った組織マネジメントの経験や専門性を生かしたリーダーシップを発揮することで、教職員の意欲を引き出し、意識改革や人材育成を担える方
- (3) 横浜が推進する教育^{※2}のために、柔軟な発想や企画力で公立学校の魅力を高める学校経営ビジョンを打ち出し、実行できる方
- (4) 危機管理意識をもち、困難に真摯に向き合い変化に適応できる学校経営を推進できる方

※1 「横浜市人材育成指標【管理職版】」については、こちらを参照してください。

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/edu-center/faculty-cultivation_files/0034_20250826.pdf

※2 横浜が推進する教育については、こちらを参照してください。

○横浜教育ビジョン2030

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/vision.html>

○第4期横浜市教育振興基本計画

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/kyouikuplan/4th-kyouikuplan.html>

○横浜市におけるGIGAスクール構想

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/giga.html>

2 募集人数

若干名

※選考の結果、合格者がいない場合もあります。

3 応募資格

次の各項の要件を全て満たす方

- (1) 日本国籍を有する方
- (2) 昭和42年4月2日から昭和56年4月1日までの間に生まれた方
- (3) 管理職として3年以上の組織又は経営マネジメント経験を有し、実績を上げた方

- (4) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に定める欠格事項のいずれにも該当しない方
(5) 令和7年4月1日時点で、国公立学校（小・中・義務教育・特別支援・高等学校）の正規教職員
（教育委員会事務局の指導主事を含む）でない方
※資格として、教員免許状の有無は問いません。

4 応募書類及び作成要領

応募書類は次の（1）～（4）があります。

- ・ 様式が指定されているものは所定の様式を使用してください。
 - ・ 応募書類に不備がある場合は選考いたしません。
- ※申込書等の記載内容が正しくないことが明らかになった場合、合格を取り消すことがあります。

【応募書類】

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 職務経歴書（様式2）
- (3) 自己PR書（様式3）
- (4) 課題論文（様式4）

【作成要領】

◆共通◆

- ア 必ず所定の様式を使用してください。
- イ 原則パソコンで作成し、横浜市電子申請・届出システムからデータを提出してください。なお、PDF等の異なるデータ形式に変換する必要はありません。やむを得ず自筆で作成する場合は、黒のインクまたは黒ボールペンを使用し、楷書で記入し、PDFデータで提出してください。
(消えるボールペンは使用不可)
- ウ ※欄には何も記入しないでください。

(1) 申込書（様式1）

- 欄が足りない場合は、様式を複数枚アップロードし、2枚目以降には不足箇所のみ記入してください。なお、ファイル名は「申込書①」「申込書②」としてください。

(2) 職務経歴書（様式2）

- ア 管理職として3年以上の組織又は経営マネジメント経験にあたる経歴について記入してください。複数の企業等での経験がある場合は企業等ごとに作成してください。
- イ 「職務内容・主な実績」欄の記入方法は任意です。
- ウ 記入事項がない場合は、該当欄に「なし」と記入してください。
- エ 「職務内容・主な実績」欄が足りない場合は、様式を複数枚アップロードし、2枚目以降には不足箇所のみ記入してください。なお、ファイル名は「職務経歴書①」「職務経歴書②」としてください。
- オ 最終合格者の方には、職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書等の提出ができるない場合や、申込書・職務経歴書等の応募書類の記載内容に誤りがあった場合は、合格を取り消すことがあります。

(3) 自己PR書（様式3）

- ア 「職務上の主な成果・実績」「これまで培った経験・能力を生かし、横浜の教育にどう貢献していくか」を含め、御自身のアピールポイントについて記入してください。
- イ 文字の大きさを11ポイントとしてください。
- ウ 欄が足りない場合は、様式を複数枚アップロードしてください。ただし、最大で2枚までとし、ファイル名は「自己PR書①」「自己PR書②」としてください。

(4) 課題論文（様式4）

- ア 字数は1,200字以内とします。（30字×40行）
- イ A4判（日本工業規格）、縦長、横書きで作成してください。

- ウ 原則パソコンで作成し、横浜市電子申請・届出システムからデータを提出してください。なお、PDF等の異なるデータ形式に変換する必要はありません。やむを得ず自筆で作成する場合は、黒のインクまたは黒ボールペンを使用し、楷書で記入し、PDFデータで提出してください。(消えるボールペンは使用不可)
- エ 希望する校種を想定して記述してください。
- オ 図表、グラフ等を用いることはできません。
- カ 論文、著作等を引用した場合には、参考として、著書・著作名等を別紙に記載し、添付してください。
※参考の部分については、字数には含みません。
- キ 本論文用紙の提出をもって、論文の主張、具体例の一部もしくは文章全体の一切に関して、他者による代筆や既存の文章・主張の引用にとどまらない剽窃、ChatGPT等の生成系AIの提示する文章をそのまま使用するなど、本特別選考の課題論文の趣旨に反した不正な行為はしていないことを宣誓し、論文用紙欄外の□にチェックをしてください。

5 選考方法

(1) 一次選考（書類選考）

(2) 二次選考（面接） ※実施予定日：12月中旬頃

（詳細は一次選考合格者に、横浜市電子申請・届出システムを通じてお知らせします。）

(3) 三次選考（面接等） ※実施予定日：1月中旬頃

（詳細は二次選考合格者に、横浜市電子申請・届出システムに登録されたメールアドレスあてに、電子メールでお知らせします。）

6 選考結果について

(1) 一次選考結果 : 12月上旬以降発表予定

(2) 二次選考結果 : 12月下旬以降発表予定

(3) 三次選考結果 : 2月中旬以降最終合格発表予定

7 採用予定時期等

(1) 最終合格者は原則として令和8年4月1日付で横浜市公立学校副校長（※）として採用します。副校長として研修等を実施したのち、令和9年4月1日付で横浜市公立学校長又は校長代理として採用します。ただし、採用するにふさわしくない行為等があった場合は、採用候補者としての資格を失います。

(2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までは、校長として必要な知識等を身に付けるため、学校現場等における研修等を実施します。また、副校長としての業務も行います。

(3) 校長として採用後、人事異動等により教育委員会事務局勤務になる場合もあります。

※横浜市公立学校では、教頭を「副校長」と呼びます。

※採用後は、地方公務員法等が適用されるため、営利企業等への従事は原則認められません。採用期日の前日までに退職、役員退任等の手続を完了していただく必要があります。

8 給与等

(1) 給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年条例第15号）」を適用し、前歴等を基に決定します。その他、扶養手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等を支給要件に応じて支給します。

満45歳の場合・・・副校長：月額50万円程度

校長：月額55万円程度

（※上記の金額は、令和7年9月時点の給与制度に基づき、大学卒業後、民間企業等で勤務し、令和8年4月1日に副校長として採用され、令和9年4月1日に校長として採用された場合の概算金額（給料月額、管理職手当、地域手当、義務教育等教員特別手当の計）です。学歴・職歴、採用校種等により、変動する場合があります。）

- (2) 本募集職の定年退職については、「横浜市一般職職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第6号) 第7条（管理監督職勤務上限年齢）」を適用し、60歳に達した日以後における最初の3月31日とします。
- ただし、校長又は校長代理の職として引き続き勤務する意向がある場合、選考により定年年齢までは「特例任用」として、65歳までは「暫定再任用」として、勤務することもできます。
- また、60歳以上の給与制度等の勤務条件は、前述のものとは異なります。
- 条例の改正等が行われた場合は、その定めるところによります。

9 勤務時間及び休暇等

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時30分（休憩時間45分）です。
配属校によって、勤務時間・休憩時間は前後します。

(2) 休暇等

年次有給休暇（年間20日付与）のほか、夏季休暇・病気休暇・結婚休暇・出生支援休暇・出産休暇・介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度等もあります。

(3) 受動喫煙防止対策等

健康増進法の改正に伴い、横浜市立学校は敷地内禁煙です。また、勤務時間中（休憩時間を除く。）は禁煙です。

10 応募方法

(1) 応募書類については、横浜市教育委員会のホームページからダウンロードしてください。

[URL] <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/bosyusaiyou/seiki/koubo.html>

(2) 横浜市電子申請・届出システムから申し込みをしてください。ネットワークエラー等により、横浜市教育委員会事務局に申請が届かなかった場合は受験できません。申請が到達しているかどうかの問い合わせには回答できませんので、システム上にて御自身で御確認ください。

[URL] <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4223c67e-6a87-435c-ae59-af6d34ce225d/start>

11 申込期間

令和7年10月8日（水）～令和7年11月7日（金）午後5時

12 その他

- 提出されたデータは一切返却いたしません。
- 電話等による合否のお問い合わせにはお答えできません。
- 応募申込後、令和7年11月10日（月）になっても応募受付通知の電子メールが届かない場合は、下記問合せ先まで御連絡ください。
- 最終合格者の方には、職歴証明書等を提出していただきます。職歴証明書等の提出ができない場合や、申込書・職務経歴書等の応募書類の記載内容に誤りがあった場合は、合格を取り消すことがあります。
- 採用にあたり、健康診断(自費)を受診し、所定の診断票を提出していただきます。

【問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

横浜市教育委員会事務局教職員人事課任用係

TEL：045-671-3246

E-mail：ky-kyosyokujinji@city.yokohama.lg.jp

【参考】地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に定める欠格事項

地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十二条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者